

2019年10月9日

苫小牧市  
市長 岩倉 博文 様

連合北海道胆振地域協議会  
会長 日西 和彦

連合北海道苫小牧地区連合  
会長 南部谷 康史

## 2020年度の予算編成・行政運営に関する「要求と提言」

貴職におかれましては、地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、日夜、御奮闘されていることに対し心より敬意を表します。

さて、日本経済は景気回復基調が続いてきましたが、昨年末頃から陰りが見えはじめ個人消費は伸び悩んでおります。雇用情勢も数字の上では改善が続いている一方、賃金の改善は一部にとどまり、多くの働く者、生活者が景気回復を十分に実感するまでに至っていません。所得格差の拡大や少子高齢化は、経済、社会保障、財政の持続可能性に影を落とし、国民・道民の将来不安につながっています。

北海道は、全国を上回る早さで少子高齢化が進み、医療・福祉・教育や地域公共交通など、地域で暮らし続けるための基礎的な住民サービスが縮小し、札幌への一極集中や若者の道外転出に歯止めが掛かっていません。雇用情勢は改善傾向にありますが、介護や医療、農林漁業、建設などに加え自動車運転手、サービスなど幅広い業種において人手不足の状態が続いています。

また、昨年の胆振東部地震により、防災・減災に関する様々な課題が明らかになりました。近年、多発する自然災害への対応が、これまで以上に急がれます。このような様々な課題を前に、地域で住民が暮らし続けることができるよう、自治体行政の果たす役割は極めて重要となっています。

連合北海道胆振地域協議会並びに苫小牧地区連合はこのような認識に立ち、勤労道民・生活者の立場から「要求と提言」をとりまとめましたので、要請の趣旨をご理解いただき、今後の行政運営および2020年度予算編成において反映されますよう要望いたします。

### 記

#### 1. 地場産業の振興と地域雇用対策の推進

##### (1) 地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

- ① 各総合振興局が開催する「地域雇用ネットワーク会議」に参画するとともに、良質な安定的な雇用の確保・創出に向けて、地域における雇用・就業の実態や企業・産業状況を把握・分析するとともに、地域独自の効果的な雇用対策事業を展開すること。
- ② 福祉・介護や建設・運輸分野をはじめ地域の中小企業における人材確保を推進するため、「職場定着支援助成金制度」や「建設キャリアアップシステム」等の活用促進に向けた周知や申請作業を支援すること。

- ③ 国や道、学校、事業主、職業紹介事業者、求人情報提供事業等の就職支援関係者、地域若者サポートステーションや労使団体等の地域における関係者と連携し、個々の若者のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた取り組みを行うこと。さらに、ニートや中途退学者など若年無業者をはじめ、いわゆる就職氷河期世代（30歳半ば～40歳半ば）への就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、就労支援及び職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供すること。
- ④ 国や道、学校、労使団体等と連携し、若者が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を習得する機会を確保するとともに、これらに関する相談窓口の所在などについて周知・広報すること。
- ⑤ 公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、公共サービスの質の向上や住民の安全な暮らし、地元企業の人材確保などを実現し、地域の活性化に寄与することを目的として公契約条例を制定すること。

## (2) 季節労働者の雇用確保と生活の安定

- ① 冬期間の就労機会を確保するため短期就労事業を推進するとともに、生活資金貸付事業などを実施し生活の安定を図ること。また、通年雇用や労働環境改善に取り組む事業者に対して、入札参加資格の優遇措置を講ずること。
- ② 建設事業者に対して建設業退職金共済制度への加入を促すとともに、2016年の制度改定による変更点（退職金の支給要件の緩和、移動通算の申出期間の延長、移動通算できる退職金額の上限撤廃）を周知すること。併せて、労働者への共済手帳の配布と共済証紙の貼付については、公共工事・民間工事の区別なく行われるよう事業者への指導を徹底すること。
- ③ 季節労働者の雇用と生活の安定を図るよう、国に対し次の制度改善を求めること。
  - イ) 雇用保険は、特例一時金を50日に復活する。
  - ロ) 通年雇用促進支援事業は、季節労働者の通年雇用化をはじめ、冬期離職者の生活保障を含む包括的な支援事業に取り組むことが出来るものとする。
  - ハ) 建退共は、掛金納付月数が24月未満の場合でも、退職金額が掛金相当額以上の水準となるよう見直す。

## (3) 改定「北海道最低賃金」の履行確保

- ① 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すなど、委託・発注先の事業所における最低賃金の履行確保をはかること。また、法違反があった場合の是正指導や、指導に従わない場合は委託先から除外する等の対応をとること。
- ② 自治体の広報媒体などを活用して、最低賃金額と併せ最低賃金引き上げに向けた中小企業向けの支援策を周知徹底すること。また、最低賃金の改定額をふまえ、発注済の公契約の金額を見直すこと。

## (4) 「ライドシェア」ならびに「民泊」への対応

- ① いわゆる「ライドシェア」などの新たな有償旅客運送事業について、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しないこと。また、空港、港湾、観光地において、訪日外国人旅行客を対象とした違法な白タク・白バス類似行為について、道路運送法をはじめとする法令違反として厳正に対処すること。
- ② 民泊施設周辺における安全・安心な住民生活を確保するよう、「住宅宿泊事業法」及び「北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」を踏まえ必要な規制を講ずるとともに、違法業者を排除するため、通報窓口の設置など、実効性ある管理監督体制を確立

すること。

## 2. 地域包括ケアシステムの構築と介護提供体制の確立

### (1) 適切なサービスの提供

- ① 地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するとともに、任意事業である介護給付費適正化事業、家族介護支援事業に積極的に取り組むこと。
- ② 切れ目の無い医療と介護サービス提供体制の構築に向けて、自治体・地域包括支援センターが中心となり、在宅医療、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、訪問看護などの連携を推進すること。
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業にかかる基本チェックリストの運用については、要介護認定を受けるべき人が、窓口の主観的な判断によって除外されることのないよう、明確な運用基準を定めること。
- ④ 利用者のサービスへのアクセスを損なわないよう、多様な主体によるサービスの展開・普及を支援すること。その際、安価な報酬によるサービスやボランティアの濫用によって労働者の賃金水準やサービスの質の低下を招かないようにすること。
- ⑤ 単身者を含む要介護者の在宅生活と家族の就労生活に影響を及ぼさないよう、生活援助中心型の訪問介護サービスについて、利用回数が一定以上のケアプランを検証する際には、サービス利用者の生活実態に即して判断することとし、画一的な運用で一律に利用回数を制限しないこと。
- ⑥ 認知症初期集中支援チームならびに認知症地域支援推進員の配置を確実に進める。また、認知症の人が安易に入院しないよう、地域での支援体制を整備すること。

### (2) 介護職員の処遇改善と人材確保

- ① 介護に関わる多くの機関と連携し介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保とともに、介護労働のイメージの向上を進める。また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく「介護雇用管理改善等計画」および労働基準関係法令などの周知徹底をはかること。
- ② サービス提供責任者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務づけるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。
- ③ ケアマネジャーが利用者の状態把握やサービス担当者会議などを十分行えるように、事務の簡素化を進め負担軽減をはかること。また、研修を受講しやすい環境を整えるよう、事業所に対する指導を徹底すること。

## 3. 生活困窮者自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

### (1) 生活困窮者自立支援体制の整備と地域福祉計画の策定

- ① 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの制度について、地域住民や働く者が参加し一体的に地域福祉を推進するため、市町村地域福祉計画を策定する。
- ② 任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業を積極的に実施する。また、自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計相談支援事業については、一体的な実施に積極的に取り組む。
- ③ 自治体においては、保健、医療、住宅、経済など関係部署の緊密な連携による横断的な新制度の実施体制を確立すること。特に、今後単身低年金の高齢者の増加が予想され

ることを踏まえ、高齢の生活困窮者に対し、本人の意向をふまえつつ健康、居住、就労、家計面等の支援が組み合わせられるよう、支援体制のあり方を検討すること。

#### (2) 「子どもの貧困」の解消

- ① 地域における子どもの生活実態調査を行い、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行い、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。
- ② 「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充すること。
- ③ 居場所の提供や生活習慣の向上等の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業等を積極的に実施すること。

#### (3) 生活保護制度の充実と運営体制の改善

- ① 地域における生活保護受給者の生活実態を十分に把握し、生活扶助費や住宅扶助、冬季加算の安易な引き下げを行わないよう、国に働きかけること。
- ② 福祉事務所設置自治体においては、ケースワーカー標準配置数を充足するよう人員を配置すること。社会福祉士、精神保健福祉士などの有資格者の採用や適正配置を行うとともに、職員のキャリアアップを考慮した人事異動を行うなど、人材の確保と育成を進めること。

### 4. 安心・安全の住まいと町づくりの推進、総合的な防災・減災対策の充実

#### (1) 安心・安全の住まいと町づくりの推進

- ① 住宅セーフティネット法に基づく「居住支援協議会」を設置し、賃貸住宅の登録制度や改修・入居者への経済的支援などに取り組み、障害者をはじめ高齢者や低所得者など、住宅の確保に悩む人たちを支援すること。
- ② 住民の生活交通を維持し利便性を高めるとともに、まちづくりと一体となった地域公共交通の確保に向けて、「地域公共交通網形成計画」及び「地域公共交通再編実施計画」を策定すること。
- ③ 低所得の高齢者や経済的弱者のための「福祉灯油」制度、除雪や買い物支援などに取り組むとともに、市町村への財政支援の強化を国・道に求めること。

#### (2) 防災ネットワークの構築

- ① 「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、住民への周知を行うこと。また、平時から「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつなげるとともに、地方防災会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保すること。
- ② 災害時に機能する信頼性の高い情報収集・伝達体制を構築すること。被害を低減させるための施設・装備を充実し、災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、防災行動計画の中にタイムラインを組み込み、各種ハザードマップの見直しを行うとともに、多発化・深刻化する気象災害や地震・火山災害の発災時に対応できる体制を整備すること。
- ③ 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・受援に向けた体制を整備すること。

#### (3) 災害時における要配慮者支援

- ① 高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手段の確保を含む避難計画を策定し、周囲への遠慮をせずに避難所で生活できる体制を整えるための支援を強化すること。また、外国人の防災対策に関しては、避難訓練時のアナウン

スや被災時の避難場所の案内における多言語対応等、情報伝達を支援する体制を整備すること。

- ② 病院、介護保険施設、居住系サービス、福祉施設等における避難計画・体制を見直すとともに、同計画にもとづき職員・入所者等に対する防災教育や避難訓練の実施を徹底すること。
- ③ 在宅医療・介護等のニーズを把握し、避難体制を確保するため事業者との連携を深めること。また、事業者が移動手段を確保できる体制整備を行うこと。

## 5. 地域における教育機会の確保

### (1) 教育の充実に向けた予算確保

- ① 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改訂するとともに、当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消をはじめ、義務標準法改正をともなう教職員定数の改善及び、必要な予算の確保を図るよう国に求めること。
- ② 公立高校授業料無償化の所得制限を撤廃するとともに、高校生・大学生向け給付型奨学金制度を拡充ならびに利息付貸与型奨学金の返済時負担軽減のため、利率の大幅引き下げや利子補填を行うよう国に求めること。また、自治体独自の給付型奨学金制度の創設について検討すること。

### (2) 公立小学校・中学校の統廃合

- ① 文科省が2015(H27)年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に係る、公立小学校・中学校の統廃合については、財政の論理で安易に行うべきものではなく、教育・福祉・防災などまちづくりとの関わりを念頭に、学校が地域にあることの意義、統廃合による弊害などを十分考慮すること。
- ② 小中学校の統廃合に当たっては、学校・保護者・地域の声を十分に踏まえ、子どもの教育の観点と同時に、学校が地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしているとの視点から検討を行うこと。
- ③ 小規模校の教育の充実のため、免許外担当教員解消に向けた定数措置と複式学級解消に向けた定数措置を国に要請すること。

### (3) 「新たな高校教育に関する指針」について

- ① 高校の募集停止となった地域における影響を検証し、「新たな高校教育に関する指針」について社会政策的な視点から見直すよう、道に求めること。

以上